

4-2-6 地域社会等

(1) 学校、医療機関、コミュニティ施設等

学校の位置は、図 4-2-10 に、医療機関、コミュニティ施設等の位置は、図 4-2-11 に、福祉施設の位置は、図 4-2-12 に示すとおりである。

調査地域には、幼稚園、中学校がそれぞれ 1 箇所、小学校が 2 箇所ある。また、医療施設は 8 施設、コミュニティ施設は 2 箇所ある。福祉施設は 9 施設あり、うち保育園は 3 施設ある。いずれも、事業予定地とは庄内川、新川を挟んだ対岸に分布している。

出典) 「国土数値情報」(国土交通省ホームページ)
「なごやの健康福祉 2016」(名古屋市ホームページ)
「名古屋市内の保育所等認可施設・事業所一覧」(名古屋市ホームページ)
「あいち医療情報ネット」(愛知県ホームページ)
「港区内施設案内」(名古屋市ホームページ)

(2) 文化財の分布

調査地域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 6 号)及び「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)により指定された文化財はない。

出典) 「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ホームページ)

(3) 交通安全の状況

名古屋市内の平成 28 年における交通事故死者数は 30 人となっており、前年から 22 人減少した。うち港区では交通事故死者数は 4 人となっており、前年から 3 人減少した。

出典) 「市内の交通事故発生状況(平成 28 年中)」(名古屋市ホームページ)

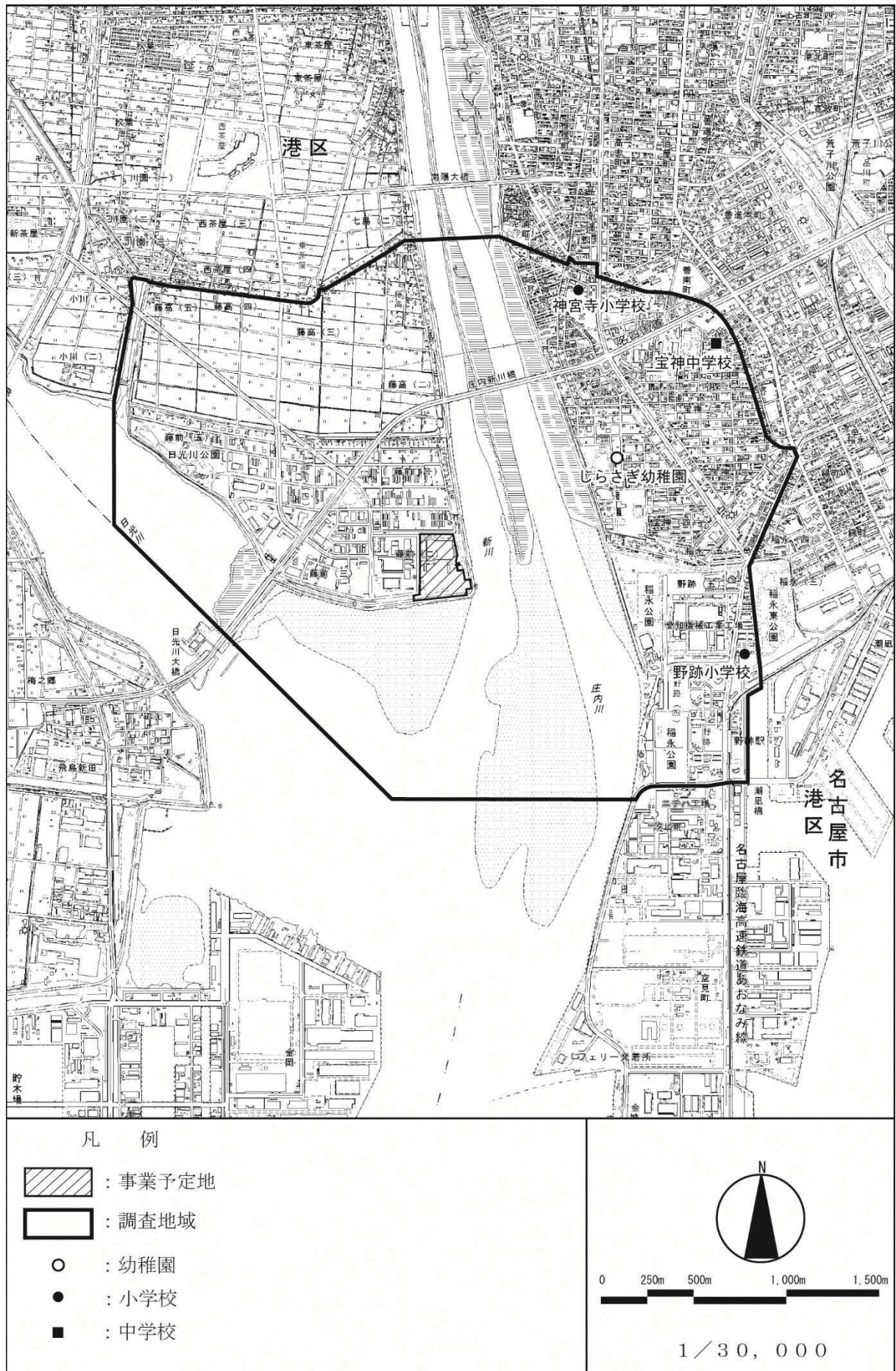


図 4-2-10 学校位置図

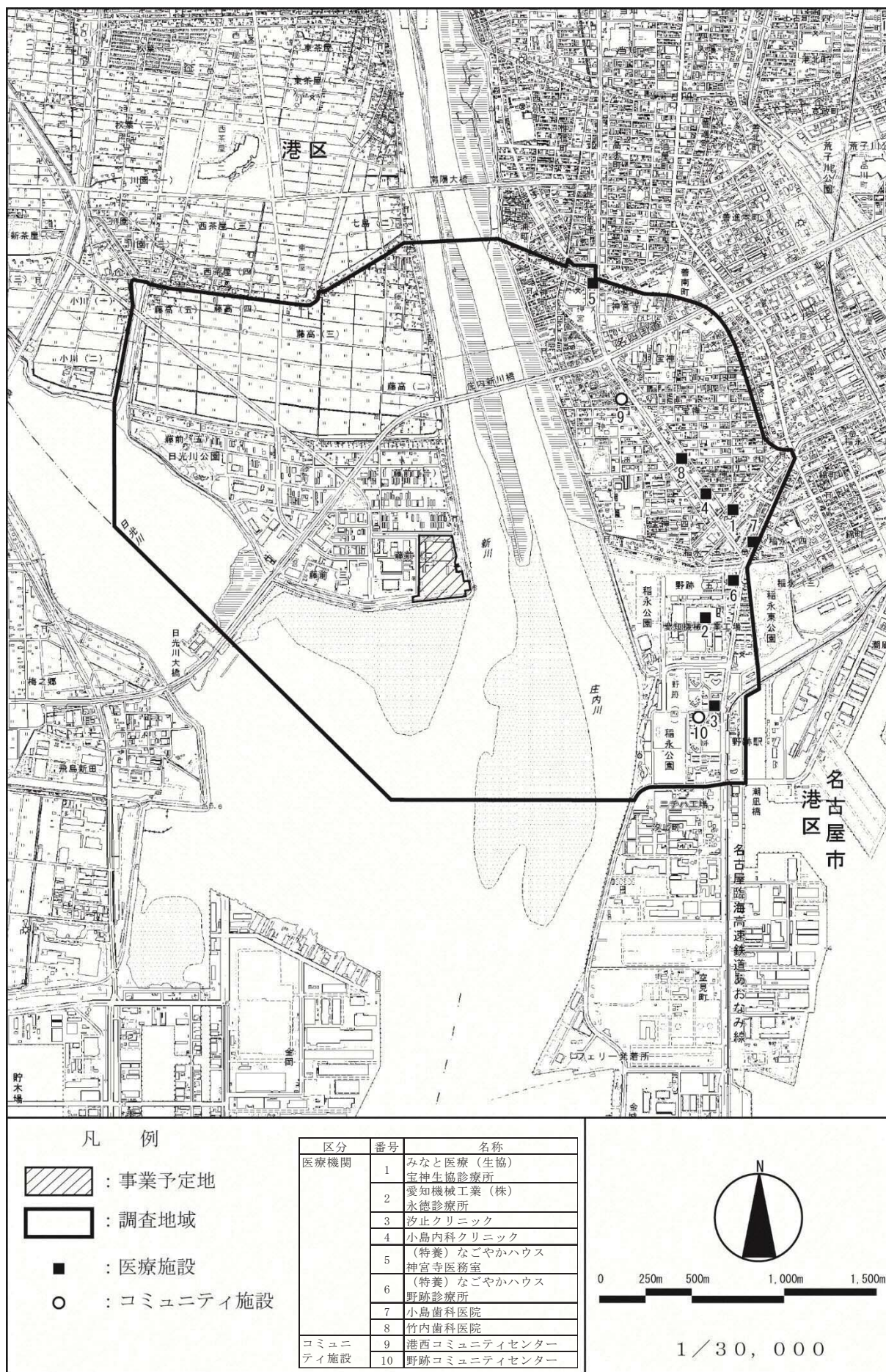


図 4-2-11 医療機関、コミュニティ施設等位置図

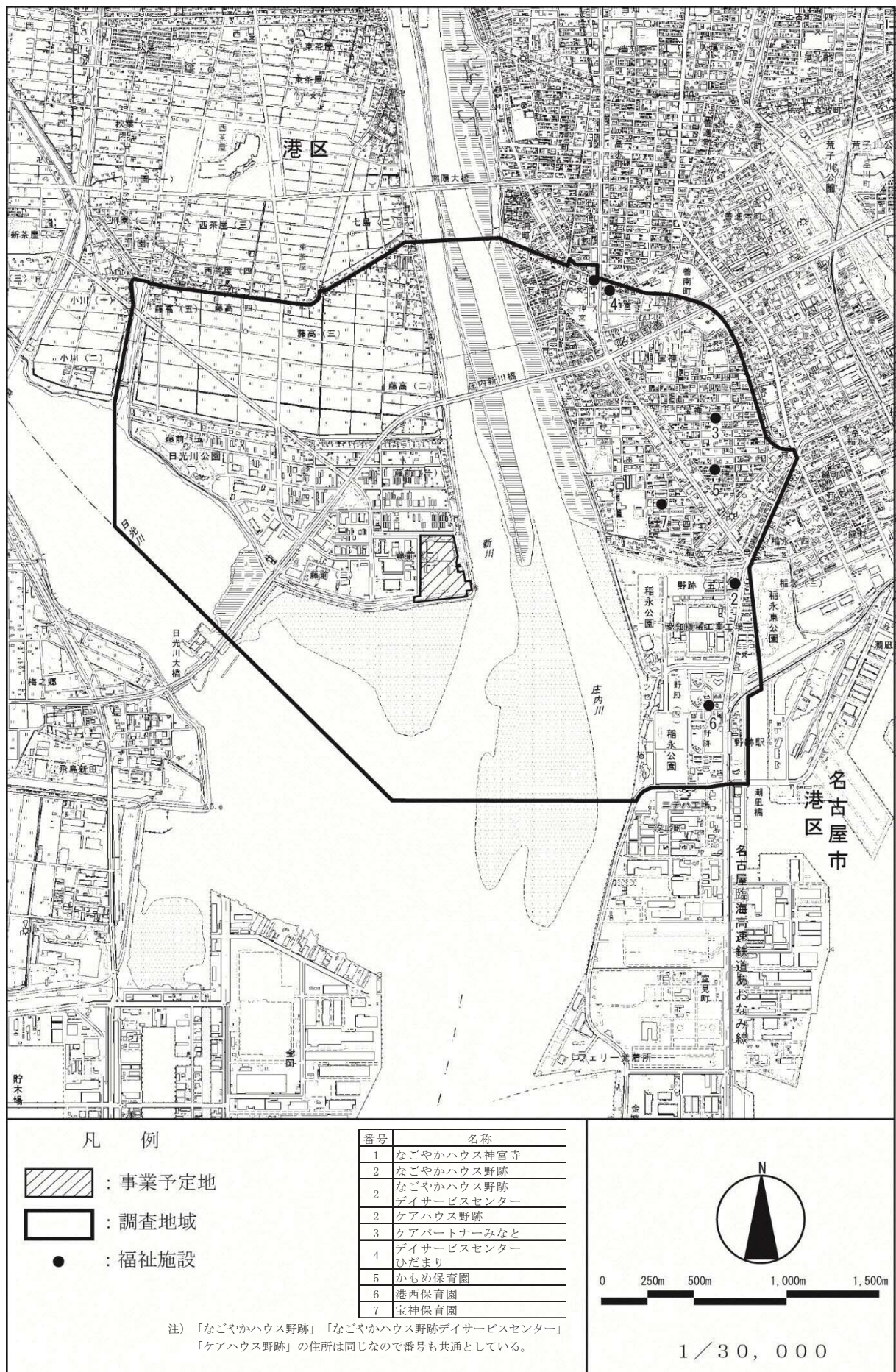


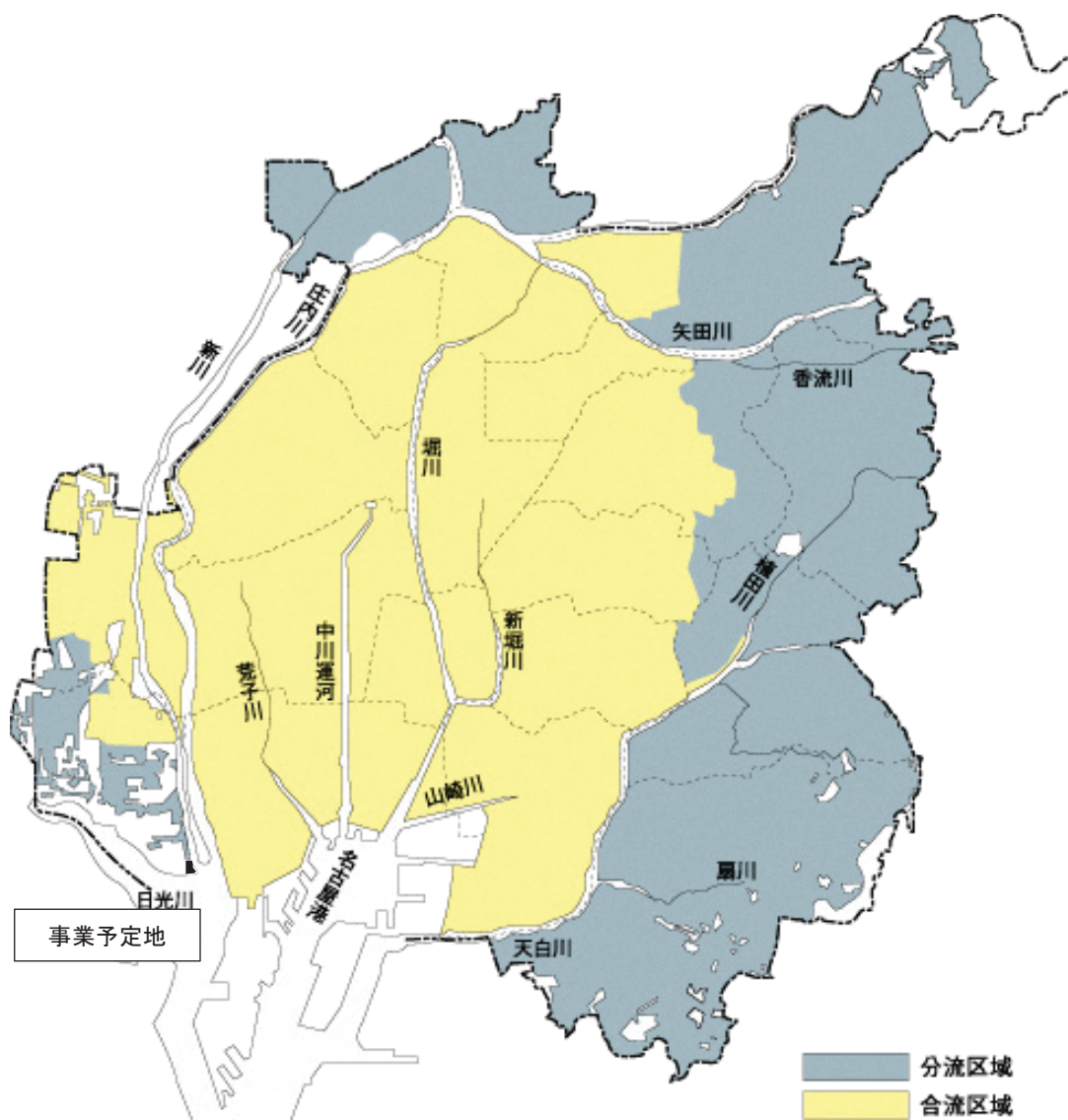
図 4-2-12 福祉施設位置図

(4) 上下水道の整備状況

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 28 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率（総人口に対する下水道を利用できる人口の割合）は 99.3%（平成 28 年 3 月 31 日現在）となっている。名古屋市の下水道整備状況は、図 4-2-13 に示すとおりであり、事業予定地周辺には、下水道の未整備区域及び分流区域がある。なお、事業予定地は下水道の未整備区域であるが、周辺地域では下水道の敷設工事が進められており、事業予定地北側の藤前一丁目の一部では公共下水道の供用が開始されている。

出典）「平成 28 年版名古屋市統計年鑑」（名古屋市ホームページ）

「平成 29 年度版 なごやの水道・下水道」（名古屋市上下水道局ホームページ）



注）平成 27 年度末現在

出典）「平成 29 年度版 なごやの水道・下水道」（名古屋市上下水道局ホームページ）

図 4-2-13 下水道の整備状況

(5) 廃棄物の発生状況

名古屋市における平成 28 年度のごみ処理量は 614,697 トンで、前年度と比べ 6,615 トン（約 1.1%）減少している。

名古屋市及び港区のごみ及び資源収集量は、表 4-2-7 に示すとおりである。港区におけるごみ及び資源収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典）「環境局 事業概要（平成 29 年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

表 4-2-7 ごみ及び資源収集量（平成 28 年度）

単位：トン

区 分	市収集量				資 源 収集量	合 計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化		
名古屋市	383,567 (81.2)	17,477 (3.7)	7,004 (1.5)	1,656 (0.4)	62,603 (13.3)	472,307
港 区	25,315 (81.3)	1,189 (3.8)	384 (1.2)	331 (1.1)	3,900 (12.5)	31,120

注) 1：（ ）内は合計に対する割合（%）である。

2：「環境美化」とは、「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。

3：四捨五入のため合計が合わない場合がある。

4-2-7 関係法令の指定・規制等

(1) 公害関係法令

ア 環境基準等

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、騒音、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準が定められている。ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標として、大気汚染及び水質汚濁に係る環境目標値を定めている。

(7) 大気汚染 [資料-1 (p.139) 参照]

「環境基本法」に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

そのほか、低濃度ではあるが長期間の曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値として、水銀等 9 物質について指針値が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき大気汚染に係る 4 物質について環境目標値を定めている。

(4) 騒音 [資料-2 (p.141) 参照]

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(5) 水質汚濁 [資料-3 (p.142) 参照]

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値を定めている。

(1) 土壌汚染 [資料-4 (p.151) 参照]

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(4) ダイオキシン類 [資料-5 (p.152) 参照]

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(7) 大気汚染 [資料-6 (p.153) 参照]

a 施設に対する規制

「大気汚染防止法」及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出基準、揮発性有機化合物の排出基準、粉じんなどを発生する施

設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

一定規模以上の廃棄物焼却炉については、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素について、排出基準が適用される。

なお、平成27年の「大気汚染防止法」改正により、平成30年4月1日からは、水銀排出施設の届出や排出基準の遵守などの水銀大気排出規制が始まる。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

計画施設においては、廃棄物焼却炉であり焼却能力が1時間当たり200kg以上であることから、「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設に該当し、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物及び水銀について、排出基準が適用される。また、定格能力で運転する場合に使用される廃棄物の量を重油に換算した量で500L/時以上であると考えられることから、「大気汚染防止法」に基づく特定工場等に該当し、硫黄酸化物について総量規制が適用され、「愛知県生活環境保全条例」に基づく大気指定工場に該当し、硫黄酸化物について総排出量規制が適用される。さらに、「名古屋市環境保全条例」に基づく大気規制工場に該当し、窒素酸化物について総量規制が適用される。

b 石綿

建築物等の解体・改修工事を行う場合には、「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料（吹付け石綿等）の有無について事前調査を実施しなければならない。また、特定建築材料が使用されている建築物等の解体・改修を行う場合には、作業基準（掲示板の掲示、作業の方法）を遵守しなければならない。

既存設備の解体・撤去工事を行う場合には、事前調査を実施し、特定建築材料が確認された場合には作業基準が適用される。

c その他の規制

窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指して、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」（平成4年法律第70号）が定められている。名古屋市とその周辺地域は対策地域に指定されており、自動車NO_x・PM法の排出基準を満たしていない車（非適合車）は、市内（対策地域内）においては登録することができない。規制の対象となる車は、ディーゼル車及びガソリン・LPG車（軽自動車を除くトラック、バス、特種自動車）である。また、愛知県では、自動車NO_x・PM法の対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両を対象として「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」が定められている。

(イ) 騒音 [資料-7 (p.157) 参照]

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に措置を執るよう要請する際の基準としての自動車騒音の限度（要請限度）が定められている。

事業予定地は、準工業地域であることから、計画施設が「騒音規制法」に基づく特定施設又は「名古屋市環境保全条例」に基づく騒音発生施設を設置する場合には、敷地境界において、昼間（8 時～19 時）65dB、朝・夕（6 時～8 時・19 時～22 時）60dB、夜間（22 時～翌日 6 時）50dB の規制基準が適用される。

また、計画施設の建設にあたり、特定建設作業を行う場合は、「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、敷地の境界線において 85dB を超えないこと、午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内に特定建設作業を行わないことなどの規制に関する基準が適用される。

(ウ) 振動 [資料-8 (p.159) 参照]

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、市町村長が道路管理者又は都道府県公安委員会に措置を執るよう要請する際の基準としての道路交通振動の限度（要請限度）が定められている。

事業予定地は、準工業地域であることから、計画施設が「振動規制法」に基づく特定施設又は「名古屋市環境保全条例」に基づく振動発生施設を設置する場合には、昼間（7 時～20 時）65dB、夜間（20 時～翌日 7 時）60dB の規制基準が適用される。

また、計画施設の建設にあたり、特定建設作業を行う場合は、「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、敷地境界において 75dB を超えないこと、午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内に特定建設作業を行わないことなどの規制に関する基準が適用される。

(エ) 悪臭 [資料-9 (p.161) 参照]

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、「悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準」（昭和 48 年名古屋市告示第 182 号）により、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水に係る規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

悪臭関係工場等（ごみ処理場等）は、「愛知県生活環境保全条例」に基づき、毎年度の悪臭物質の排出の状況について、その年度終了後一月以内に「悪臭関係工場等届出書」を提出しなければならない。

計画施設については、「悪臭防止法」に基づく敷地境界線上の地表における濃度規制及び排出口（煙突等）における排出量の規制が適用され、「悪臭対策指導指針」に基づく指導基準値（臭気指数）が適用される。

(オ) 水質 [資料-10 (p. 163) 参照]

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)に基づき、特定事業場から公共用水域に排出される水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年愛知県条例第4号)により、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乘せ排水基準が定められている。

また、「水質汚濁防止法」では、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付けている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び燐について、「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成29年愛知県告示第286号)、「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」(平成29年愛知県告示第287号)及び「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」(平成29年愛知県告示第288号)により、総量規制基準が定められている。

計画施設からの排水については、公共下水道へ放流する計画であることから、「下水道法」(昭和33年法律第79号)及び「名古屋市下水道条例」(昭和22年名古屋市条例第35号)に定める基準が適用される。

なお、水銀及びPCBを含む底質には、「底質の暫定除去基準について」(環水管第119号昭和50年環境庁水質保全局長通達)により、暫定除去基準が定められている。

(カ) 地盤 [資料-11 (p. 167) 参照]

「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定しており、ポンプ等の吐出口断面積が 6cm^2 を超える揚水設備を設置しようとする場合には、名古屋市長の許可を受けなければならない、断面積が 6cm^2 以下の井戸設備を設置しようとする場合には、事前に名古屋市長に届け出なければならない。

また、地下水のゆう出を伴う掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78cm^2 を超えるときは、工事の開始の日の7日前までに名古屋市長に届出をしなければならない。

なお、「工業用水法」に基づく地下水揚水規制は、名古屋市内では、港区及び南区の一部の地域が指定されており、調査地域には、同法に基づく規制はされていない。

計画施設の供用時においては、地下水を汲み上げ、利用する計画はない。

(キ) 土壌

「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、又は土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとして都道府県知事(名古屋市においては、市長)が調査命令を発出したときは、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

また、 $3,000\text{m}^2$ 以上の土地の形質の変更を行おうとするときは、「土壌汚染対策法」に基づき、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに名古屋市長に届け出るとともに、

「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

さらに、特定有害物質等取扱工場等にあつては、500㎡以上 3,000㎡未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、「名古屋市環境保全条例」に基づき、事前に当該特定有害物質の取り扱い状況に応じた調査計画書を作成、提出した後に、土壤汚染等調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

既存施設では有害物質使用特定施設を設置していないが、特定有害物質等取扱工場等に該当するため、500㎡以上の土地の形質の変更を行おうとするときは、「土壤汚染対策法」又は「名古屋市環境保全条例」に基づき土壤汚染等調査を実施し、その結果を報告しなければならない。

(イ) ダイオキシン類 [資料-12 (p.168) 参照]

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法に規定する特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。また、廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び燃え殻については、埋立等の処分を行う場合の処理基準が定められている。

計画施設は、焼却能力が 1 時間当たり 50kg 以上の廃棄物焼却炉であるため、同法に規定する特定施設に該当し、排出ガスについての排出基準及び集じん機によって集めたばいじん及び燃え殻についての処理基準が適用される。なお、排出水は公共下水道へ放流する計画であることから、「下水道法」及び「名古屋市下水道条例」に定める排出基準が適用される。

(ロ) 景観

名古屋市は、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象とする大規模建築物・工作物に限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

新たに建設する破碎棟は、建築面積 1,800㎡程度、高さ 20m 程度を想定していることから、景観計画で対象とする大規模建築物・工作物に該当しない見込みである。

(ハ) 日照

事業予定地の用途地域は、準工業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域に該当する地域である。

(ニ) 緑化

名古屋市は、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき「緑化地域制度」を導入して、一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以

上の緑化を義務付けている。都市計画に緑化地域が定められていない区域では、名古屋市の「緑のまちづくり条例」に基づき、敷地面積の20%以上を緑化する必要がある。

事業予定地は緑化地域に指定されており、敷地面積の20%以上を緑化する必要がある。

(イ) 建築物に係る環境負荷低減

「名古屋市環境保全条例」に基づき、床面積（増築の場合にあつては増築部分の床面積）の合計が2,000㎡を超える建築物の新築等をしようとする者は、特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る建築物環境計画書を作成し、市長に届け出なければならない。

新たに建設する破砕棟の床面積が2,000㎡を超える場合には、建築物環境計画書を作成し、市長に届け出なければならない。

(ロ) 地球温暖化防止

「名古屋市環境保全条例」に基づき、地球温暖化対策事業者（年度において使用した燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量を原油の数量に換算し、合算した量が800kL以上である工場等を設置又は管理している者）は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた地球温暖化対策計画書を作成し、市長に届け出なければならない。

計画施設の年度使用量が、800kL以上（原油換算）となる場合には、地球温暖化対策計画書を作成し市長に届け出なければならない。

(2) 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物処理法」により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

発生した廃棄物については、「廃棄物処理法」、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従って適正に処理するとともに、マニフェストによる管理を徹底することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務づけられている。

ウ 一般廃棄物処理施設の設置

市町村が「廃棄物処理法」に規定する一般廃棄物処理施設を設置又は変更しようとするときは、その施設の設置及び維持管理に関する計画を記載した書類等並びに生活環境影響調査の結果を記載した書類を添付し、都道府県知事（名古屋市内においては、市長）に届け出なければならない。届出書の作成にあたっては、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関す

る条例」により、届出書に記載すべき事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果の縦覧、意見書提出の機会の付与が義務付けられている。

なお、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省, 平成 18 年）において、環境影響評価に関する条例等に基づき実施された、生活環境影響調査に相当する内容を有する評価書等を生活環境影響調査書として添付することは差し支えないとしている。

エ 維持管理計画及び記録の公表等

「廃棄物処理法」において、一般廃棄物処理施設である焼却施設等については、その維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する記録の閲覧並びにインターネット等による公表が義務付けられている。本市では、施設で閲覧に供するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表している。

(3) 自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査地域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査地域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ 特別緑地保全地域の指定状況

調査地域には、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区の指定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況 [資料-13 (p.168) 参照]

調査地域は、陸域が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。さらに、図 4-2-14 に示すとおり、日光川、庄内川、新川から名古屋港にかけての水域は鳥獣保護区に、事業予定地南側の藤前干潟に該当する範囲は鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

出典) 「あいちの環境 鳥獣保護区等位置図」(愛知県ホームページ)

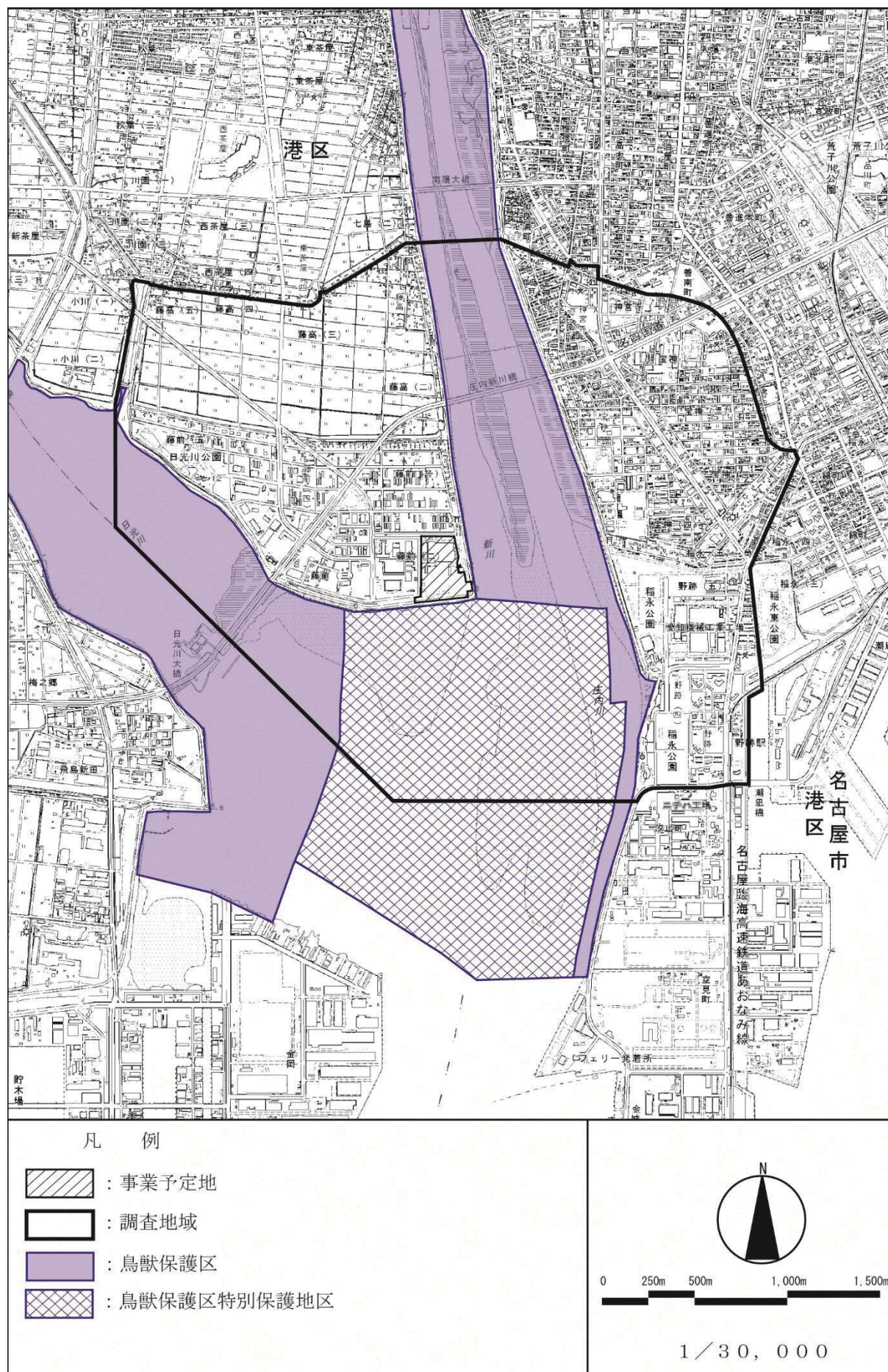


図 4-2-14 鳥獣保護区の指定状況

(4) 防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査地域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり地防止区域の指定状況

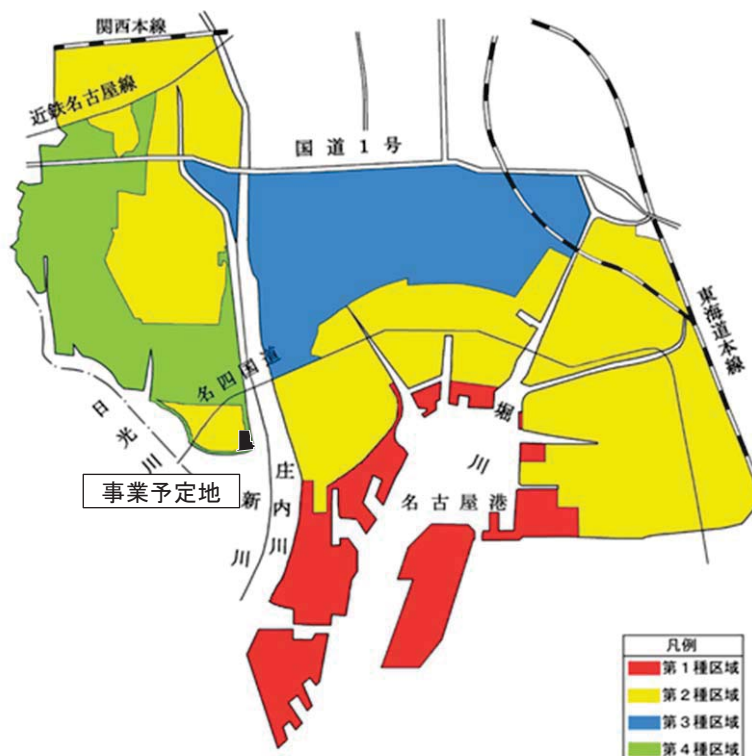
調査地域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査地域は、図 4-2-15 に示すとおり、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）に基づく臨海部防災区域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域に指定されている。事業予定地は、第 2 種区域又は第 4 種区域に指定されている。



出典）「臨海部防災区域」（名古屋市ホームページ）

図 4-2-15 災害危険区域の指定状況

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査地域では、図 4-2-16 に示すとおり、「都市計画法」に基づく準防火地域に指定されている。事業予定地は、一部を除いて準防火地域に指定されている。

出典）「名古屋市都市計画情報提供サービス」（名古屋市ホームページ）

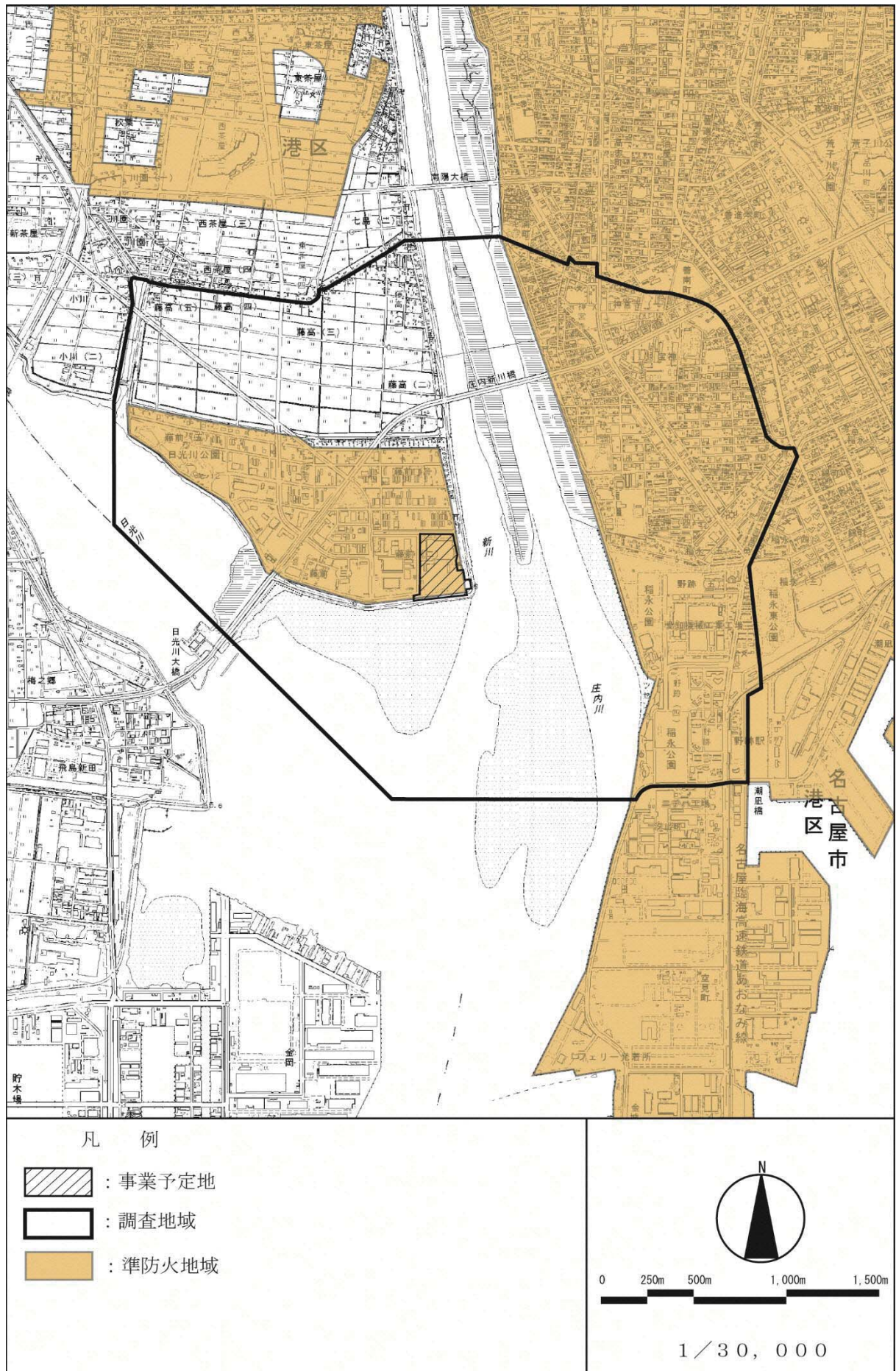


図 4-2-16 防火地域等の指定状況

4-2-8 環境保全に関する計画等

(1) 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域には名古屋市をはじめ 7 市が含まれており、主要課題である「都市地域の大気汚染」、「自動車交通公害」、「伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁」、「油ヶ淵の水質汚濁」に対し講ずる施策等を定めている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とされている。

(2) 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向性を示すもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。この計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として、平成 26 年 5 月に第 4 次として改訂されている。

「第 4 次愛知県環境基本計画」では、平成 42 年に向けた目標として「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指し、その実現に向けて平成 32 年度までに取り組むべき施策の方向性が示されている。

(3) 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定した。その後、「第 2 次名古屋市環境基本計画」が目標年次を迎えたことから、新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取り組みの推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止に加え、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定した。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 4-2-8 に示すとおりである。また、指標は、表 4-2-9 に示すとおりである。

なお、計画の目標年度は平成 32 年度（2020 年度）である。

表 4-2-8 第3次名古屋市環境基本計画の施策

2020年目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、 ともに創る環境 首都なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

表 4-2-9 第3次名古屋市環境基本計画の主な指標

環境 都市像等	取組方針	指標項目	指標の説明	2010年度 (計画策定時)	2015年度 (最新)	2020年度 目標
健康安全 都市	取組方針4 健康で安全な生活環境を確保します	大気汚染に係る環境目標値（二酸化窒素）の達成率	当該年度における二酸化窒素の環境目標値の達成率（達成箇所/調査地点）	77.8%	94.1%	100%
		水質汚濁に係る環境目標値（BOD）の達成率	当該年度におけるBODの環境目標値の達成率（達成箇所/調査地点）	72.0%	80.0%	100%
循環型 都市	取組方針6 ごみ減量・リサイクルを推進します	ごみと資源の総排出量	市内で排出されたごみと資源を合計した量	97万トン	92万トン	現状値以下
		ごみ処理量	市で処理するごみの量（他都市から受け入れているごみを除く）	62万トン	62万トン	54万トン
	取組方針7 ごみを安全・適正に処理します	ごみの埋立量	市内で排出されたごみの焼却灰などの埋立量	5.6万トン	4.7万トン	2万トン
低炭素 都市	取組方針10 低炭素な生活を促進します	温室効果ガス排出量削減率（1990年比）	市域内で排出される温室効果ガスの排出量の削減率	11.0%削減（2008年度）	9.1%削減（2013年度）	25%削減